

共 済 組 合 公 報	第 4 0 3 号	長野市大字中御所字岡田 3 0 番地 2 0 長野県市町村職員共済組合 電話 0 2 6 (2 2 8) 5 6 0 0
-------------	-----------	--

目 次	
○ 理事長の就職について	1
○ 理事長職務代理者の指定について.....	1
○ 長野県市町村職員共済組合貸付規則の一部改正について.....	2

公告第 21 号

理事長の就職について

平成 19 年 10 月 30 日執行の理事長の選挙において、次の者が当選したので公告する。

平成 19 年 10 月 31 日

長野県市町村職員共済組合
理事長 鷺澤正一

役 職 名	氏 名	所 属 所 職 名
理 事 長	鷺 澤 正 一	長 野 市 長

公告第 22 号

理事長職務代理者の指定について

地方公務員等共済組合法第 12 条第 1 項の規定により、平成 19 年 10 月 30 日次の者が理事長職務代理者に指定されたので公告する。

平成 19 年 10 月 31 日

長野県市町村職員共済組合
理事長 鷺澤正一

役 職 名	氏 名	所 属 所 職 名
理 事 (理事長職務代理者)	中 村 靖	信 州 新 町 長

公告第 23 号

長野県市町村職員共済組合貸付規則の一部改正について

長野県市町村職員共済組合貸付規則の一部を次のとおり改正することについては、地方公務員等共済組合法第10条第2項の規定により、平成19年10月30日付けで理事長において専決処分したので公告する。

平成19年10月31日

長野県市町村職員共済組合
理事長 鷲 澤 正 一

長野県市町村職員共済組合貸付規則の一部を改正する規則

長野県市町村職員共済組合貸付規則(昭和46年制定)の一部を次のように改正する。

附則第4項中「当該財政融資資金利率が改定された日(理事長が必要と認める場合には、当該改定された日以後3月以内の日で理事長の定める日)(以下「改定日等」という。)から当該各号に定める利率とする」を「当該各号に定める日から、当該各号に定める利率とする」に改め、同項第1号中「2.75%」を「2.4%」に、「年3.26%」を「毎年の1月1日及び7月1日から、1月1日にあつては直近の10月1日、7月1日にあつては直近の4月1日における財政融資資金利率に0.26%を加えた利率」に、「年2.72%」を「当該利率に12分の10を乗じて得た利率(当該利率に小数点以下第2位未満の数があるときは、これを四捨五入した利率)」に、「年3.0%」を「財政融資資金利率」に改め、同項第2号中「2.25%を超え年2.75%」を「2.4%」に、「年2.76%」を「財政融資資金利率が改定された日(理事長が必要と認める場合には、当該改定された日後3月以内の日で理事長が定める日)から、年2.66%」に、「2.3%」を「2.22%」に、「2.5%」を「2.4

％」に改め、同項第3号を削る。

附則第5項を次のように改める。

(第14条第4項に規定する貸付金の利率の特例)

- 5 第14条第4項に規定する貸付金の利率は、平成7年8月1日から特例期間等の終了の日までの間においては、特例として第14条第4項の規定にかかわらず、財政融資資金利率が改定された日（理事長が必要と認める場合には、当該改定された日後3月以内の日で理事長が定める日）から、年1.72%とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年1月1日から施行する。

(改正附則の一部改正)

- 2 長野県市町村職員共済組合貸付規則の一部を改正する規則（平成18年3月2日規則第2号）附則第3項から第10項までを削る。

(利息等に関する経過措置)

- 3 平成20年1月1日から平成20年6月30日までの間における附則第4項の規定の適用については、同項第1号中「2.4%」とあるのは「2.2%」と、「3.2%」とあるのは「2.6%」とし、同項第2号中「2.4%」とあるのは「2.2%」と、「2.66%」とあるのは「2.46%」と、「2.22%」とあるのは「2.05%」とする。

- 4 平成20年7月1日から平成21年6月30日までの間における附則第4項の規定の適用については、同項第1号中「3.2%」とあるのは「3.0%」とする。

- 5 改正後の長野県市町村職員共済組合貸付規則（以下「貸付規則」という。）附則第4項の規定は、平成20年1月1日（以下「適用日」という。）前に貸し付けた高額医療貸付及び出産貸付以外の貸付に係る適用日の前日における未償還元金に係る適用日以後に到来する償還期日における利息についても適用し、適用日前に到来する償還期日における利息については、なお従前の例に

よる。

- 6 地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）附則第3条の2に規定する特例期間のうち財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第7条第3項の規定により財務大臣が定める利率のうち預託期間が10年の預託金に係るもの（以下「財政融資資金利率」という。）が年3.2%を下回っている間を終了した日の属する月の末日又は貸付規則附則第4項に規定する当該末日の翌日以後3月以内の日で理事長の定める日（以下「特例期間等の終了の日」という。）以前に貸し付けた高額医療貸付及び出産貸付以外の貸付に係る特例期間等の終了の日後の償還期間における利息については、第7条第1項に規定する貸付利率を適用する。
- 7 適用日前に貸し付けた高額医療貸付及び出産貸付以外の貸付の貸付金に係る適用日以後に到来する償還期日における償還額は、適用日の前日における当該貸付金に係る未償還元金（第16条第1項各号の事由に該当するものを除く。）を適用日に貸し付け、適用日の前日における当該貸付金に係る未償還回数で適用日以後に償還したとしたならば適用されることとなる償還表に定める金額とし、当該償還表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。
- 8 適用日から特例期間等の終了の日の間において貸付規則附則第4項各号に掲げる区分に応じた高額医療貸付及び出産貸付以外の貸付の貸付金に係る利息が改定された場合において、財政融資資金利率が改定された日又は貸付規則附則第4項に規定する当該改定された日以後3月以内の日で理事長が定める日（以下「改定日等」という。）の前日以前に貸し付けた当該貸付金に係る改定日等以後に到来する償還期日における償還額は、改定日等の前日における当該貸付金に係る未償還元金（第16条第1項各号の事由に該当するものを除く。）を改定日等に貸し付け、改定日等の前日における当該貸付金に係る未償還回数で改定日等以後に償還したとしたならば適用されることとなる償還表に定める金額とし、当該償還表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。

9 特例期間等の終了の日以前に貸し付けた高額医療貸付及び出産貸付以外の貸付の貸付金に係る特例期間等の終了の日後に到来する償還期日における償還額は、特例期間等の終了の日における当該貸付金に係る未償還元金（第16条第1項各号の事由に該当するものを除く。）を特例期間等の終了の日の翌日に貸し付け、特例期間等の終了の日における当該貸付金に係る未償還回数で特例期間等の終了の日後に償還したとしたならば適用されることとなる償還表に定める金額とし、当該償還表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。